

令和 7 年 度

内部統制評価報告書に関する審査意見書

新潟県監査委員

監 委 第 66 号
令和8年9月4日

新潟県知事 花 角 英 世 様

新潟県監査委員 井 上 智 美

新潟県監査委員 与 口 善 之

新潟県監査委員 小 泉 勝

新潟県監査委員 樺 澤 尚

令和7年度新潟県内部統制評価報告書に関する審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和7年度内部統制評価報告書について、審査意見を別紙のとおり提出します。

令和 7 年度 新潟県内部統制評価報告書審査意見

新潟県監査基準（令和 2 年 2 月 25 日新潟県監査委員決定）に準拠し、地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和 8 年 9 月 4 日

新潟県監査委員	井 上	智 美
新潟県監査委員	与 口	善 之
新潟県監査委員	小 泉	勝
新潟県監査委員	樺 澤	尚

1 審査の対象

「令和 7 年度 新潟県内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和 7 年度新潟県内部統制評価報告書の審査は、新潟県知事が作成した内部統制評価報告書について、新潟県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和 7 年度新潟県内部統制評価報告書について、新潟県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、新潟県監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省）の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 7 年度新潟県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 審査の意見

「重大な不備」に該当する事案として、教育庁所管の所属において、職員が生徒用タブレット端末の充電器及びケーブル（計 207 式）を窃取し、懲戒免職となった事案が発生した。

本事案は、県や県民に大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものであり、県政に対する信頼を損なう重大な事案であることから、物品管理に係る体制及び運用の適正化を図るなど、再発防止策を着実に実施し、県民の信頼回復に努められたい。